

くみあいニュース

山口大学教職員組合(2020年3月31日 Tuesday)

第217号(2018年度-第25号) / 電話: 083-933-5034・メール: fuy-union@ma4.seikyuu.ne.jp

非常勤職員病気休暇、4月からは有給に！ 雇用期間半年から1年まで、週5日勤務で10日 ～組合の申し入れ(2/28)に応え、学長から回答届く(3/13)～

非常勤職員の待遇改善を求める申し入れを行ったことについてはニュース214号(3月2日発行)でお知らせしましたが、これに対する大学からの回答が3月13日に届きました。回答は「パートタイム・有期雇用労働者の現行の病気休暇を廃止し、下記のとおり病気休暇を有給休暇として付与することとします。」とされており、具体的には次頁に掲載している回答をご覧くださいと思いますが、要するに、非常勤職員の病気休暇は「無給10日」であったものを、週5日勤務で雇用契約が1年(半年以上含む)の方は「有給10日」にするというものです。勤務日数の少ない方、雇用契約期間が半年未満の方はそれぞれ付与日数が通減されることとなっています。



*学長名回答「同一労働同一賃金制度施行を踏まえた非常勤職員の待遇改善について」は次頁に掲載

病休以外の特別休暇もすべて有給とする動き広がる ～東京大学では2021年度からボーナス支給が約束されました！～

組合からは、「1. 常勤職員には有給で措置されていながら、非常勤職員は無給となっている各種特別休暇について、有給休暇とすること。特に、病気休暇については速やかに改善をはかること。2. 非常勤職員の給与について、その上限規制を廃止し、勤続年数に応じた昇給を保障すること。3. 非常勤職員への退職手当支給制度を創設すること。4. 非常勤職員(短時間雇用職員)にもボーナス(賞与)を支給すること。」の4項目を申し入れています。今回の回答は「病休有給化のみ」となっており、他大学ではその他の各種特別休暇も有給とする動きが広がりつつあることや東京大学では非常勤職員へのボーナス支給が2021年度から行われることが決まっていることなどからすれば、評価できるとは言え、決して満足できるものとは言えません。



*ニュース第214号の「非常勤職員への病気休暇有給付与実施大学例」に一部誤り(⇒名古屋大学は無給)がありました。その後明らかになった改善例を加えて修正した一覧表を下記に掲載しますのでご確認ください。

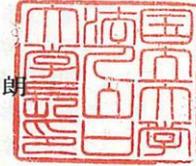
非常勤職員への病気休暇有給付与実施大学例

大学名	有給付与日数	備考
茨城大学・徳島大学	10日	この他、京都大学・東京大学・電気通信大学が2020年4月から実施
静岡大学	7日	
大分大学	5日	2020年4月から3日を「5日」に延長
埼玉大学	3日	

令和2年3月13日

山口大学教職員組合執行委員長
福田 修 殿

山口大学長
岡 正 朗



同一労働同一賃金制度施行を踏まえた非常勤職員の
待遇改善について(回答)

「パートタイム・有期雇用労働法」が令和2年4月1日に施行されることに伴い、本学におけるパートタイム・有期雇用労働者の勤務内容がその待遇に応じたものとなっているか再検証し、同法律を遵守していることを確認しております。

2020年2月28日付けで申し入れにありましたこのことについて、検討した結果、パートタイム・有期雇用労働者が安心して勤務できる環境を整えるための待遇改善として、現行の病気休暇を廃止し、下記のとおり、病気休暇を有給休暇とし付与することとします。

記

雇用期間\区分	1)	2)	3)	4)	5)
6月を超え12月以下	10日	7日	5日	3日	1日
5月を超え6月以下	8日	6日	4日	2日	0日
4月を超え5月以下	6日	5日	3日	2日	0日
3月を超え4月以下	4日	4日	2日	2日	0日
2月を超え3月以下	3日	3日	2日	1日	0日
1月を超え2月以下	2日	2日	1日	1日	0日
1月以下	1日	1日	1日	1日	0日

- 1) 1週間の勤務日が5日以上とされている非常勤職員、1週間の勤務日が4日以下とされている非常勤職員で1週間の勤務時間が29時間以上であるもの及び週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が217日以上であるもの
- 2) 1週間の勤務日数が4日である非常勤職員(1週間の勤務時間が29時間以上である非常勤職員を除く。)及び週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日数が169日から216日までであるもの
- 3) 1週間の勤務日数が3日である非常勤職員(1週間の勤務時間が29時間以上である非常勤職員を除く。)及び週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日数が121日から168日までであるもの
- 4) 1週間の勤務日数が2日である非常勤職員(1週間の勤務時間が29時間以上である非常勤職員を除く。)及び週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日数が73日から120日までであるもの
- 5) 1週間の勤務日数が1日である非常勤職員(1週間の勤務時間が29時間以上である非常勤職員を除く。)及び週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日数が48日から72日までであるもの